

令和2年度第2回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議報告書

日 時： 令和2年10月7日（水曜日）14：00～16：00

場 所： 箱根町役場本庁舎4階 第1～3会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、倉田義巳委員、佐藤 守委員、杉山慎吾委員、高橋典之委員、池島祥文委員、伊集守直委員
（欠席：瀨瀨利博委員、安藤万奈委員）

【箱根町】

石川企画観光部長、片倉総務部長、伊藤企画課長、吉田観光課長、村山財務課長、石川税務課長、早野企画課副課長、松島財務課副課長、企画課特定政策係辻満・海野

【会議概要】

企画課長

1 開 会

それでは、時間になりましたので、「令和2年度第2回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」を開会します。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の伊藤です。どうぞ、よろしくお願ひします。

本日の会議ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、会議室入口への消毒液の設置や座席間隔を広げることに加え、出席者はマスクを着用する形とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。また、瀨瀨委員と安藤委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご承知おき願ひします。

次に、資料を確認させていただきます。資料は、事前に「会議次第」、「委員等名簿」、説明資料として「資料1」、「参考資料1～4」を配付していますが、不足等はありませんでしょうか。

これまでと同様、皆様の前にある音声認識システムを使用します。お手数ですが、右下のグレーのボタンを押すとマイクの先が赤く光りますので、その後に発言をお願いします。また、本会議は公開で行うこととしておりますので、ご承知おきください。

議題に移りますが、検討会議の委員長であります高井教授からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましても高井教授に願ひします。

委員長

2 委員長あいさつ

改めまして、皆さんこんにちは。7月以来ですから、約3ヶ月ぶりの会議となります。

学生の頃から何度も訪れていますが、この後、どんどん木々が色付いて、箱根は秋の観光シーズンになり、観光も書き入れ時かと思います。新型コロナの影響で一時はどうなることかと心配していましたが、ここに来て観光振興策もあり、高い宿から埋まっていると会議前に伺い、箱根町の観光がプラスの方向で進んでおり、少し安心しました。

ニューヨーク、ロンドン、パリなど海外では、第2波か、第3波か分かりませんが、大変なことになっています。それと比較すると日本は、徐々にコロナと経済との両立が図れる環境が整ってきており、本日、お集まりの箱根町の皆さんにも、良い風が吹きはじめているのではないかと思います。

3 議 題

(1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について

委員長

今日の議題ですが、「観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について」となります。

前回、7月の会議において、今後の財源のあり方の検討にあたり、町から先進事例調査の実施について提案がありました。議論した結果、前回の資料にありました他団体の実施事例について、箱根町で実施する場合、どの程度の規模の財源が確保できるのか。導入にあたっての課題は何か。使途、使い道は町の歳出の分類表のどの部分に該当するのかを整理していただくこととしました。

この後、前回の宿題の回答となる調査結果について説明がありますが、私から何点か申し上げたいことがあります。

資料1の2ページの表が調査結果の内容になりますが、表頭の区分、名称、それから実施団体のところに※1、H30決算額※2、試算額※3、1つ飛んで、使途に※4とあります。これらの説明は、4ページ1番下に※1～4の注釈がありますので、それらを一読していただきたいということ。

また、参考資料1～4が添付されていますが、資料1の内容は、参考資料1, 2, 4が大きく関係していますので、これ

らも含めて丁寧に説明していただきたいと思います。

今日は、前半で資料の説明とその内容を確認する時間とし、休憩を挟んで、後半は、共通認識のもとディスカッションするという流れで進めていきたいと考えています。

お待たせしました。それでは事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

事務局から、資料1、参考資料1,2をもとに、他団体の実施事例の調査結果について説明した。

委員長

ありがとうございました。資料の内容確認や具体的なご意見、議論に入る前に、私から少し補足説明をします。

資料1の2ページの入湯税ですが、区分欄に法定税（超過課税）とあります。法定とは、地方税法で税目が定められているもので、次のページの宿泊税は、地方税法では税目まで定めておらず、法定外税を地方公共団体が作ることができるかと規定されています。

入湯税は、正確には法定目的税です。何にでも使える訳ではなく、1点目が環境衛生施設の整備、2点目が鉱泉源の保護管理施設の整備、3点目が消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、4点目が観光施設の整備を含めた観光振興となっており、この4つに使うための税金と規定されています。

このため、資料1の2ページの入湯税の用途を見ると、大半が、①のAのBや②のAなど、入湯客が集まることにより必要となる経費が対象となり、使い道が限定されていることが分かると思います。

一方、先ほど、京都市の宿泊税は用途に道路改修も含めていると説明がありましたが、資料1の3ページの宿泊税の用途を見ると、①や②に加え③や④にも充てており、各団体は、入湯税よりも使い道を広く取っていることが分かります。

また、入湯税は、入浴行為に関する課税ですが、日帰りよりも宿泊の税額を高くしているケースが多いです。日帰りの件は置いておいても、宿泊する際に温泉の有無で行政コストにそれほど差があるのかという点があります。

宿泊という行為自体は変わらないという中で、入湯税の引き上げではなく、法定外目的税の宿泊税を導入する団体が、近年、増えてきているという流れ、トレンドがあるのではないかと思います。

箱根町でも、入湯税のみでは使途に限界がある。温泉がある宿泊施設だけに負担を求めているのかという点も考慮し、固定資産税の超過課税を導入した経緯があると思います。

それから、3ページの宿泊税を実施する場合の課題ですが、下から4行目以降に、「宿泊の場合、入湯税と2重で徴収することや、使途の重複など入湯税との関係を整理する必要である」とありますが、確かにその必要はあると思います。

しかしながら、絶対にその部分をきちっとしなければ、導入できないかということそうではありません。実際に、京都市には温泉があり入湯税に加えて、宿泊税もお願いしています。

京都市役所にも確認しましたが、京都市内で温泉つきのホテルに泊まる場合は、入湯税の150円に加え、宿泊料金が2万円以下であれば200円、この合計で350円が税金として掛かっています。

町が検討していく際に、これらの調整は必要であると思いますが、調整していないからと言って国が不同意とすることはありませんので、そういう視点も持っていただけると、後半の方の議論に役立つのではないかと思います、僭越ですが少し交通整理をさせていただきました。

それでは、今、説明のありました資料の内容や考え方などについて、この部分はこれで良いのか、こういう理解でいいのかということについて、不明点や、もう少し細かく確認したいという事項がありましたら、お願いします。

G 委員

先に参考資料の内容確認になりますが、参考資料4の1番左の「1財源不足額」の中に、中期の令和元～5年で年平均5億500万円、長期で8億8,400万円とありますが、これには、現在、実施している固定資産税の超過課税分は含まれていない計算でよいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員長

関連して中期で年間5億500万円、長期で8億8,400万円とあり、その下に約3.9億円の増とありますが、この3.9億円とその前の中期・長期財源不足額との関係は、どうなっていますか。

事務局

5億500万円から8億8,400万円を引いた額を約3.9億円

と示しているものです。以前から、長期は、中期より4億円程度財源不足が拡大する見込みと説明していますので、そのように理解をしていただければと思います。

委員長

長期で約4億円財源不足が生じることは、固定資産税超過課税を継続する際にも出ていたと思いますが、資料1の2ページ以降の表に平成30年度決算増収分という欄があります。三重県桑名市で実施している入湯税の超過課税を箱根町で導入した場合、増収分が2.2億円程度とありますが、仮に財源不足を4億円と想定するのであれば、4億円程度を確保できるものが、参考事例になるのではないかと思います。

E 委員

資料1の3ページにある倶知安町の宿泊税は、試算困難とありますが、箱根町における宿泊の取扱総額は、500億円から600億円と推定されています。それに2%を乗じた10~12億円が試算額として算出することが可能です。

試算額が実際の額と何倍も差が出てしまうと問題ですが、目安として把握しておくのであれば、これで良いと思います。

先ほど、約4億円の財源不足を埋めるための事例という話がありましたが、倶知安町の場合、予算規模が小さいので2%としていますが、課税できるかどうかは別として、参考になるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございます。定額で1人幾らとか、1泊幾らというのであれば、すぐ計算できますが、2%という率なので、課税が難しいという印象を受けます。

また、倶知安町と箱根町では、観光産業の規模や施設数なども異なるという点も考慮する必要があると思います。

D 委員

2点確認したいのですが、資料3ページの宿泊税の中で、福岡市は宿泊税の導入にあたり入湯税を引き下げたと説明がありましたが、いくらからいくらに引下げたのでしょうか。

また、4ページの熱海市の別荘等所有税ですが、実施する場合の課題で、固定資産税と別荘等所有税は、別荘の概念が異なるという部分について、補足をお願いします。

事務局

福岡市では宿泊税調査検討会議の中で、入湯税の扱いも検討しており、150円で課税していたものを宿泊税の導入にあ

わせて 50 円とし、100 円引き下げしています。

福岡市は、令和 2 年 4 月 1 日から宿泊税を宿泊料金 2 万円未満は 150 円、2 万円以上は 450 円とする代わりに、入湯税の宿泊分は 100 円引き下げ、50 円にしています。

熱海市の別荘等所有税の件ですが、別荘等所有税における別荘とは、熱海市に住民票がない方が市内に所有している一定の家屋に課税するものですが、固定資産税の場合、国の通知により、市内に別荘を所有していても月 1 日以上滞在していれば、住居として扱います。

同じ建物に掛かる税金でも別荘等所有税は課税されても、固定資産税の場合は、別荘ではなく住居として扱うので軽減が受けられるという形で、取扱いに差が生じてしまうことが課題であると考えています。

熱海市の別荘等所有税に関するホームページに Q&A がありますが、固定資産税は家屋の評価額、別荘等所有税は延床面積をそれぞれ課税標準として課税しており、課税標準が異なるので二重課税にならないとしています。

先ほど委員長が説明された法定税と法定外税で、法的には 2 重課税にならないとありましたように、捉え方が異なると理解していただければと思います。

委員長

D 委員は、ご存知かと思いますが、熱海市にセカンドハウスを所有していても、毎月、使用しているなど一定の条件を満たせば、延床面積 200 m²まで固定資産税評価額が 6 分の 1 になるなど固定資産税が軽減されますが、熱海市の場合、その分を取り戻すという意図もあるのかもしれませんが。

D 委員

固定資産税を適正に課税し、6 分の 1 軽減を受けられる方もいれば、受けられない方もいる。それとは別に別荘等所有税は、対象者全員に課税する考え方は、駄目ですか。

箱根町が実施するかは別として、同じ解釈を採ることはできると思うので、同様に課税できるのではないのでしょうか。

事務局

平成 10 年度に国の別荘概念の通知が出て取扱いが変わりました。熱海市は、昭和 50 年代に別荘等所有税を導入し、それ以前から課税していたという経緯があるので、別荘等所有税が先で、その後、国の解釈が変わったと説明できます。

仮に箱根町で新たに導入する場合、国はこのように取り扱

っているのに、それでも箱根町は課税するのかという問いがあった場合、回答が非常に難しいと考えており、それをクリアしない限り実施は難しいのではないかと考えています。

委員長

D 委員の福岡市の入湯税の件ですが、入湯税は1人1日につき標準税率150円となっています。日帰りでも宿泊でも1人1日、150円という基準がある中で、宿泊税も概ね150円や200円が多いのではないかと思います。

ある程度、意識しているというか、温泉以外のお風呂に入ったとしても、宿泊税で150円とか200円を頂いているということだと思います。

逆に、1泊して150円であれば、日帰りならもう入湯税を下げても良いのではないかとというような形のインセンティブ、動機が働いているのではないかと気もします。

G 委員

2点ありますが、今回、紹介していただいた団体の宿泊税は法定外目的税で課税されていますが、これを法定外普通税として課税することはできないのですか。

委員長

私から回答しますが、理屈の上は可能です。用途を縛らずに、学校や保育所の建設に使うこともできます。

ただし、今の日本では、増税分を何に使うかに配慮することが強く求められており、政治判断という面では、用途をなるべく明確にしたい側面があると思いますが、法律的には、どちらでも問題ないと思います。

G 委員

導入済団体との関係もあるので、総務省との協議・同意時に説明を求められる部分があるかもしれませんが、法律面で、法定外普通税と目的税のどちらを選択するかについて、縛りが無いという理解でよいですね。

もう一点は、資料1の2ページ目で、今回の調査結果では、入湯税の用途は、①や②のA事業費を中心に充当されており、別府市では、B経常費にも一部を使っていますが、これは、他団体は箱根町ほど入湯税収入が多くないため、事業費に優先的に充当しているだけで、経常費に充当してはいけないという縛りがあるのでしょうか。

また、同様の意味で、どの税目もCの人件費には充てていませんが、これに対する法律上の制約はあるのでしょうか。

事務局

資料1の2ページの用途は、基本的に各団体の引上げ分の用途を対象として整理しています。このため標準税率150円分の中で、①観光振興のうち、観光施設や観光案内所の維持経費に充当している可能性は、あると思います。

人件費についてですが、入湯税の用途のうち、環境衛生施設や消防施設は、施設整備が対象であり、人件費には充当できません。

人件費の充当の可能性があるのは、観光振興の区分で観光施設や案内所の運営時の人件費になるかと思っています。箱根町では、観光施設や案内所の臨時的職員に入湯税を充てていますが、観光課の正規職員の人件費には充当していないという形で整理しています。

委員長

時間になりましたので、ここで10分間、休憩を取りたいと思いますが、内容に関する質問があれば、その旨、お断り頂いたうえで質問して頂ければと思います。

後半のディスカッションは、各委員最低1回は発言の機会を設けたいと思いますので、休憩時間に考えをまとめていただく時間としていただければと思います。

(休 憩)

委員長

それでは、再開したいと思います。休憩中に那須塩原市のPCR検査のための入湯税引き上げの話が出ていましたが、資料1に記載がない事例や手法でも結構ですので、発言をお願いします。

E委員

今後の進め方に関する質問ですが、昨年度の議論を明確に記憶していませんが、長期では年間4億円程度、財源不足が生じる見込みの中で、観光まちづくりという考え方をもとに参考資料1にある分類表で使い道の範囲を決め、それを埋められるような手法をチョイスするという流れで良いですか。

資料1は、よく纏められていて、試算条件も現状ではこの程度の精度で把握できればよいという事であれば、ポイントになるのは、実施する場合の課題ではないかと思っています。その部分を深掘りし、問題点を整理しつつ、効果があって、より実施のハードルが低いものを選んでいくというようなイメ

一ジで進めていくということによいですか。

企画課長

この会議を立ち上げた経緯は、中長期財政見通しを見ると固定資産税超過課税を継続しても、今後、財源不足の拡大が見込まれる中で、その対応策として観光客からもご負担いただく事も含めて検討することを目的としています。

E委員の発言のとおり、前回の会議で参考資料1の歳出の分類表により、今後、観光まちづくりに係る歳出の対象範囲を決める際には、①～⑤の5分類でいいでしょうということを確認していただきました。

これから財源確保の手法を検討していくにあたり、E委員は、課題を潰せるのかどうかを中心に検討してはどうかという意見もありましたが、本日、他の委員さんの意見も聞いたうえで、町としてさらに、整理検討した資料を提供しながら、進めて行きたいと考えています。

E委員

進め方のイメージはよく分かりました。歳出削減については、この場で議論せずに行財政改革アクションプランを着実に実行してもらう前提で整理していたと思います。それであれば、資料1は、現状、考えられる事例が網羅されていると思うので、この中から成果があって、ハードルが低いものをチョイスしていけば良いということは理解しました。

一方、1つ課題と感ずるのは、今後、観光経済の維持発展のために観光振興に係る施策で実施したいことが沢山ある中で、それらを全て行うのに4億円で足りるのかという懸念があります。

これまで財政が苦しく、仕方なく我慢し、もう少しお金があれば、本当は、こういうこともできるのというような施策や事業が他にもあるのではないかと思います。それをどこまで汲み取るか分かりませんが、約4億円の財源不足と聞いて少し感じました。

委員長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

B委員

4億円程度の不足という中で、今、発言がありましたが、10年、20年後には倍になるなど、不足が増える恐れがあると思います。4億円を財源確保の基準とすると、また、このような検討会議を設置して財源を考えなければならなくなるの

で、20年30年先も考えて、税金をどうするか検討していかなければならないと感じました。

また、前回の会議でも発言しましたが、箱根町の入湯税は、鉱泉源の保護管理に使われていないので、入湯税の引き上げを含め、何らか新たな財源を導入するのであれば、温泉を常に供給できる状態に管理していくための支援も含めて欲しいと思います。

委員長

重要な発言であったと思います。既に固定資産税の超過課税をお願いしており、長期は最低でも4億円程度の不足が見込まれているとのこと。仮に、それ以上確保できれば、基金に貯めておき、数年後でも必要な時に使うという形でもよいと思います。

D 委員

4億円の捉え方ですが、超過課税を継続した場合でも4億円不足する。超過課税を継続しなければ、約9億円不足するという認識でよいですか。この部分は、重要ではないかと思えます。

委員長

不足の規模の考え方は、そのようになると思えます。

資料1で他団体の事例を一覧にしていますが、今後、深掘りする対象を絞っていく手法もあると思います。

今日の説明や議論を踏まえると、恐らく入湯税と宿泊税、その他に別荘等所有税を含めていかは少し置いておきますが、この辺りが候補となるのではないかという気がします。

今後の検討対象を考える上で、どこまでシンプル化するかは別として、財源の規模、使い道、日帰り、宿泊、これらがキーワードになるかと思えますので、今日の議論を踏まえて、その辺りも事務局で整理してもらえると、次回以降、議論が進むのではないかと思います。

F 委員

資料1では、宿泊の入湯税を引き上げる事例が取り上げられていますが、日帰りは考えてないということですか。

事務局

参考資料2をお願いします。

1, 2ページが入湯税の超過課税として、三重県桑名市から北海道伊達市の課税内容を記載しています。上から4段目に税率がありますが、桑名市の場合、超過課税の対象が、ホテ

ル、旅館及びこれに類する施設の利用者が 210 円で、その欄の一番下に入湯料金を徴収する上記以外の施設を利用する者これは、本町で言う日帰り分に該当すると思いますが、60 円となっています。

資料 1 に記載しているのは、あくまでも引上げ分に係るもので、参考資料 2 の税率の下線部が、上乘せして財源確保を行っているものと判断し、取りまとめています。

F 委員

桑名市では、試算額が 2.2 億円となっていますが、これは日帰り分も含めて 2.2 億円になるのか。宿泊分を 210 円とした場合に 2.2 億円になるということでしょうか。

事務局

本町の入湯税宿泊分は 150 円ですが、それを 60 円引上げて 210 円にする場合、60 円増税する形になり、その場合、2.2 億円確保できるという形で整理しています。

本町では、入湯税の宿泊分 150 円で、年間約 6 億円程度の収入があります。その 3 分の 1 の 50 円引上げた場合、2 億円程度ですので、60 円では 2.2 億円という試算額になりました。

F 委員

それであれば、逆に日帰り入湯税も引上げれば、財源確保できる額が、もっと大きくなると思います。箱根町の宿泊の観光客は、450 万人程度しかいません。日帰りを含めると 2,000 万人という推計ですので、それを対象とした方が、増収額が大きくなるし、早いのではないかと思います。

企画課長

そのような考え方もあると思います。

委員長

箱根町の日帰り入湯税の税額はいくらで、どのくらいの収入があるのでしょうか。

事務局

日帰り入湯税は、税額 50 円で年間 6,000 万円から 7,000 万円程度となっています。

委員長

日帰り入湯税の場合、入浴しないと課税されない訳で、入浴しない方は、トイレは使わないのか、救急車を使わないのかという話が出てきます。どのように整理するか、宿泊は泊まる方全員、日帰りは、温泉に入った人だけでも負担していただくという切り口もあると思います。

この他、資料1の事例でも幾つかありましたが、駐車場への駐車にも負担していただく、ミックスするという考え方もあるかと思えます。

H 委員

全体の確認ですが、これまで観光客が来る前提で財源不足の議論をしてきたと思えます。観光客に関する支出も増えているという話でしたが、昨年火山、台風に加え、新型コロナも続き、これらは、また起きることも考えられ、観光客が来ない、又は、減るといような状況も想定されます。

観光客から徴収するという考え方で、財源不足分をカバーする方向で良いのか、また、観光客が来なくても観光に係る経費は固定費として係るので、観光客が来ないと、さらに財源不足が拡大してしまうことにもつながり、経費を圧縮する方向もあわせて考える必要があるのか、その辺りをどのように捉えたら良いのか、皆さんの発言を聞きながら考えていました。

委員長

観光客が来なくなると、観光立町である箱根町全体が立ち行かなくなってしまうと思えます。一つ言えるのは、日本全体がインバウンドに頼り過ぎていた部分があり、世界では、今後5年程度は、以前の状態に戻らないとよく言われています。そうであれば、箱根町の救急車や消防車の数を住民対応に必要な台数、1万1千人に見合う数だけに減らすことなどは、考え方としてはあり得るのかもしれない。

企画課長

今年度は、観光客がほぼいない期間もあり、税収も予算に比べて大きく落ち込むことが見込まれ、一部の事業で執行停止の措置を取っています。

また、来年度の税収の見通しは、今後、見積りしていきませんが、現状を考慮すると予定どおりの事業実施は、非常に難しいと考えています。

H 委員が発言された内容は、本当に難しい点で、それらに左右されない財政運営を確立できれば理想ですが、現実には、非常に難しいのではないかと考えています。

委員長

少し補足しますが、町民約1万人を対象とした行政サービスであれば、普通交付税を算定する中で裕福か、裕福ではないかは、大体、分かります。

箱根町の場合、町民1万人を相手にする行政サービスだけではなく、その2,000倍の年間2,000万人の観光客を対象とした行政サービスを提供する必要がある、さらに言うと、普通交付税の算定では、地形がフラットであることを前提にしており、箱根町の子岳地形は考慮されていません。

そのような中で、消防車や救急車を減らす、または焼却炉を1基減らしても、観光客がV字回復した時に、これらを増やそうとしてもすぐには増やせませんから、これらを見直すことは、非常に難しいのではないかと思います。

H 委員

観光客に負担を求める方法は、当然、考えていくべきだと思いますが、観光以外の部分で、どのように町財政を回復させるかという方法も考えておかないと、今回の一連の事態を経験してしまった以上、少し不十分ではないかと感じました。

G 委員

関連する話ですが、既にも実施している固定資産税の超過課税と宿泊税のような新たな観光財源を両方実施することもあり得ると思いますが、その際、どこでバランスを取るかが重要になると思います。

観光客が減少した場合、減る支出もあり、財政収支の面から見ると、必ずしもマイナスだけではないと思いますが、入湯税の引上げや宿泊税のように観光客を対象とするものは、税収が大きく落ち込むリスクが高まります。

さらに宿泊料金等に上乘せすることになるため、客足に影響が出る恐れもありますが、導入団体の状況を見ると、あまりそこは心配しなくてもよいという気もしますが、そのような点も含めて、どうバランスを取るかについての議論が必要になると思います。

また、B委員の発言についてですが、現状、箱根町では長期を10年間としています。今後、20年、30年後を考えると、日本全体が縮小していく中で箱根町の場合、固定資産税にかなり依存していますので、固定資産税が減少していく流れを大きく改善するのは難しいと思われま

す。人口減少も進むので個人住民税も減収していき、地元事業者が多くないため、法人住民税の伸びも期待できませんので、傾向としては、税収が徐々に減っていき、財源不足額の問題がより大きくなっていくと思います。

このような傾向を踏まえて、長期も含めて考えるのであれ

ば、町の地域経済の循環の中で、税収減をどのように下支えし、場合によっては、どう増やせるかについて、考える必要があると思います。

手法としては、人口の下支えか観光客の増が考えられますが、仮に観光客を増やすことで解決を目指すのであれば、積極的に観光施策に予算を投じた場合、どのくらい税収として跳ね返ってくるかという戦略を描き、それを議論したうえで財源不足額について議論すべきであると思います。

ここ5年、10年は、現状を前提とし、どうするかが基本になるので、今の進め方でよいと思いますが、より長期で見る場合は、この会議で議論すべきことではないかもしれませんが、町経済をどうしていくかという視点も含めて考える必要があると思います。

委員長

少し繰り返しになりますが、入湯税と宿泊税を両方課税している団体は、京都市以外でありますか。

事務局

資料1で挙げている京都市から北九州市、この5団体は、両方課税しています。

入湯税の税額ですが、宿泊は福岡市が50円でそれ以外の団体は、全て150円となっています。日帰りは、ばらつきがあり、京都市、金沢市、北九州市の3団体は100円で倶知安町が70円、福岡市が50円となっています。

D委員

京都市では、入湯税の対象施設は20件程度しかありませんが、温泉法上は、25度以上、若しくは、温泉成分となる鉱物が2種類以上あれば温泉になり、ラグジュアリーホテルも大浴場を作る施設が多いので、入湯税の対象施設が増えているのではないかと思います。京都市には、元々あまり温泉がなく、生粋の温泉施設は、恐らく10件程度しか無いのかなという印象です。

そのような実態がある中で、京都市も両方課税しているから、箱根町でも可能という理屈は難しいと思います。箱根町では、入湯税の対象施設が400施設あるという説明があり、使い道も大体のことを網羅していますので、勇気を持って決断する際の後押しにはなりますが、あくまで京都が行っているから、それでよいという事ではないと思います。

箱根町で事業を行っているものからすると、観光客が減少

すれば、収入も減少するのは当たり前とと思っています。そもそも観光客が来るといふ魅力がなければ、この場所に投資する判断をしません。

火山の周期的な活発化や台風等の自然災害が重なるような場合、観光は駄目になりますし、そこに投資しようとする人も減ります。

現状、固定資産税収 40 数億円うち、観光関連が恐らく 6 割から 7 割程度と言われている中で、観光客が来なくなれば、建物も壊すか価値がなくなり、税収も激減すると思います。

DMO も含めて観光事業者も、災害などのリスクは考慮しつつ、夢と希望の方に重きを置いて事業を行っていくのが、正解ではないかと個人的には考えています。

その上で、受益者負担の適正化という観点でいくと、入湯税と両方課税してよいのか、入湯税を鉱泉源の保護管理にも使って欲しいという意見もあります。

この会議は、これらを整理する良い機会と捉え、入湯税を人件費に充てられないという運用についても、充てるためにはどうしたらいいかという議論もあってもよいのではないかと私は考えています。

今後、恐らく私たちも揺れ動きながら議論を進めていくことになると思いますが、議論のベースとなる情報を資料としてまとめていただいて心強いですが、今後は、仮設を立てていくことが大切ではないかとと思っています。

そのために、宿泊料金の情報が必要ではないかと思っています。先ほど E 委員から提案があったように、DMO のデータを確認すれば大まかに整理できると思いますので、是非、お願いしたいと思います。

もう一点、温泉がない宿泊施設や民泊など、入湯税対象外の宿泊施設の情報が必要ではないかと思っています。以前から、この情報を整理する必要があると考え、発言していますが、出すことは可能でしょうか。

町で大体でも構わないので把握していれば結構ですが、把握していないのであれば、これ以上、議論が進まないと思うので、是非、お願いしたいと思います。

企画課長

恐らく、複数の情報を突合すれば、出すことができるのではないかと思います。精度に関しては、現状あるデータを集めて把握したうえで、相談しながらデータの作成方法を整理

していく必要があると思います。

D 委員

これらの数字がないと絶対に議論が進まないと思うので、的外れな数字では困りますが、より近い数値を出す方法を考え算出したものがないと、議論が進められないと思っています。データ提供は、DMOでも協力しますので、是非、お願いしたいと思っています。

委員長

現状あるが出せないということではなく、このような情報が欲しいと我々が提示すれば、一定の条件での試算は可能であると思いますので、その辺は、私よりもD委員やE委員が詳しいと思いますので、次回までに相談しながら作成をお願いできればと思います。

E 委員

DMOのデータと町が持っているデータ、様々なデータがあると思うので、データのリストを見てどのようなものが出せるか、精度はどのレベルのものかチャレンジしたいと思いますので、事務局から相談いただければと思います。

委員長

入湯税は、日帰り入湯客にも課税できるので、その意味では、日帰り観光客にも負担をいただける手法であると思いますが、F委員の発言のように、日帰り観光客に、どれだけ負担していただくのが良いのか。

B委員から、入湯税は温泉への入湯行為に課税するので、温泉の保護にも使って欲しいという発言がありましたが、国は、現在、4つの用途を認めており、使い道を広げてきた経緯がある中で、箱根町ではどのような使い道が良いのか。

例えば、入湯税は、鉱泉源の保護管理だけに絞り、それ以外は法定外税でお願いするという考え方もあって然るべきかと思っています。

それから、H委員から発言があった、災害やコロナを考えると、住民にどれくらい負担していただく必要があるかなど、様々な意見がありましたので、事務局で、今後の議論にあたっての視点や検討すべきポイントを整理して、次回以降、資料で出していただければ、もう少し議論が深まるのではないかと思います。

D 委員

資料は、結構、揃っていると思いますので、委員長のまと

めに加えて、次回以降の議論の進め方ですが、我々委員と町で、どう考えているか、どうしたいのか様子を伺いながら議論すると、絶対に話は進まないと思います。

このため、委員のみでざっくりばらんに、どうすべきか話を少しした方が、もしかしたら違う突破口が見えてくるのではないかと感じています。

私は、B委員の鉱泉源を守るための支援は絶対にすべきであると思いますが、それを加えるのであれば、もっと財源を確保する必要があるのではないかという話や、日帰り入湯税の引上げと言っても無理ではないかというような話を、委員同士で少ししてから、委員としては、このような感じだと町に投げかけた方が、議論が進むと思います。

F 委員

あと一つ、先ほど駐車場の説明がありましたが、町や県の駐車場の駐車台数は把握できると思います。それを基に50円か100円を課税した場合、どのぐらいの額になるか出してほしいと思います。

宿泊事業者からすると宿泊税は、結構プレッシャーがかかります。入湯税もそうですが、お客さんからすると何だか訳が分からない税金を取られているという感覚なので、日帰り入湯税だけではなくて、駐車場などの施設からも徴収できるという所を数字的に上げてもらうと、分かり易いのではないかと思います。

委員長

資料1の4ページに太宰府市の駐車場税のところ、試算条件が書かれていますが、これも具体の検討対象にしてはどうかという意見ではないかと思います。

後半のディスカッションは、これで終了したいと思いますが、今日の議事録の作成にあわせて、提供して欲しい情報、今後の検討にあたって視点や論点を整理していただき、次回以降の議論の参考にしていきたいと思います。

(2) その他

委員長

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2その他について事務局から、説明をお願いします。

事務局

参考資料3をもとに、今後のスケジュールを説明した。

委員長

10月末に町長選挙があるということなので、この後、スケジュールが決まり次第、連絡いただけるということなので、ご承知おきください。

それでは、議事はこれで終了をいたしましたので、進行を事務局にお戻しします。

4 閉 会

企画課長

それでは、これで第2回になります会議を終了したいと思います。お忙しいところありがとうございました。